

○宇佐市営火葬場条例施行規則

平成18年12月28日規則第99号

改正

平成19年 9 月28日規則第30号

平成20年11月25日規則第70号

平成23年12月26日規則第30号

平成24年 6 月29日規則第32号

平成26年 3 月31日規則第23号

宇佐市営火葬場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宇佐市営火葬場条例（平成17年宇佐市条例第146号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受入時間)

第2条 火葬場の受入時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休場日)

第3条 火葬場の休場日は、1月1日及び市長が指定する日とする。

(使用許可の申請)

第4条 条例第3条の規定により火葬場の使用許可を受けようとする者は、死体埋火葬許可申請書兼火葬施設使用許可申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(使用の許可)

第5条 市長は、前条の申請書が提出され、その内容を審査し、適当と認めたときは、死体埋火葬許可証兼火葬施設使用許可証（様式第2号。以下「許可証」という。）を交付する。

(許可証の提示)

第6条 前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、火葬場の使用に際し、許可証を火葬場の職員に提示しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 条例第5条の規定により使用料を減免できるのは、次のとおりとする。

- (1) 死亡者（死産児を除く。）が、その死亡時において、本市の住民（本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。以下同じ。）であって、生活保護法（昭和25年法律第144

号)による被保護者である場合

(2) 死産児の父又は母が本市の住民であって、生活保護法による被保護者である場合

(3) 使用者が本市の住民であり、震災、風水害その他これらに類する災害により使用料の納付が困難であると市長が認めた場合

(4) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)の規定に基づく行旅死亡人で引取人のない場合

2 前項に定める場合のほか、市長は必要と認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。

3 使用料の減免を受けようとする者は、使用の申請と同時に火葬場使用料減免申請書(様式第3号)にその事実を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第8条 条例第6条ただし書に定める使用料の還付は、次に掲げる場合に行うことができる。

(1) 使用者の責に帰することができない理由により、火葬場を使用することができなくなった場合

(2) 使用者が、火葬場の使用の取消しを申し出た場合で、市長が相当の理由があると認めた場合

(3) 前条第1項第1号又は第2号に該当する場合で、使用料を納めた後、その事実が判明した場合

(4) その他市長が特別の理由があると認めた場合

2 使用者は、前項の規定に基づき使用料の還付を受けようとするときは、火葬場使用料還付申請書(様式第4号)その他市長が指示する書類を市長に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外に立ち入ってはならない。

(2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしてはならない。

(3) 危険物を持ち込んではない。

(4) 施設又は機械器具類を損傷するおそれのある行為をしてはならない。

(5) 所定の場所以外での飲食又は喫煙をしてはならない。

(6) 物品の販売、広告、宣伝、寄付等これらに類する行為をしてはならない。

(7) その他火葬場の職員の指示する事項を守らなければならない。

(収骨等)

第10条 使用者は、市長が指示する日時までに収骨をしなければならない。

2 市長は、使用者が前項の指示をするときまでに焼骨を引き取らない場合は、これを処分することができる。

3 条例第8条の規定により指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に火葬場の管理を行わせる場合における前2項の規定の適用については、同項中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(様式中のゆうちょ銀行の定義)

第11条 この規則に規定する様式中の「ゆうちょ銀行」とは、株式会社ゆうちょ銀行をいう。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成19年1月31日から施行する。

附 則（平成19年9月28日規則第30号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年11月25日規則第70号）

1 この規則は、平成21年1月5日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 使用料をこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に還付する場合にあっては、改正後の様式第4号は、施行日前においても使用することができる。

附 則（平成23年12月26日規則第30号抄）

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で現に存するものは、当分の間、使用することができる。

附 則（平成24年6月29日規則第32号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第23号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で現に存するものは、当分の間、使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第8条関係）